

ID: 383

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	介護保険サービスの種類の指定変更
法令名称 根拠条項	介護保険法 第37条第2項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (介護給付等対象サービスの種類の指定) 第37条 2 前項前段の規定による指定を受けた被保険者は、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更の申請をすることができる。 3 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者証を添付して行うものとする。 4 市町村は、第2項の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。 5 市町村は、前項の規定により第2項の申請に係る被保険者について第1項前段の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を変更したときは、その結果を当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載し、これを返付するものとする。 【基準】 根拠条文及び介護保険法施行規則第59条第3項の規定による。 [介護保険法施行規則] (介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請) 第59条 3 市町村は、第1項の申請を受けたときは、同項第1号に掲げる事項(個人番号及び医療保険被保険者番号等を除く。)及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第27条第3項から第6項まで(第5項後段を除く。)の規定の例による。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日